

セゾンカード規約一部改定のお知らせ

2024年6月1日をもってセゾンカード規約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条（カードの発行）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) 家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。</p> <p>(4) 会員は、セゾンサークル会員とします。</p>	<p>第1条（カードの発行）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、本会員が<u>本会員の代理人</u>として予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上で<u>家族カードを利用させること</u>の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。</p> <p><u>(3) 本会員は、家族カードの利用が全て本会員の代理人としての家族会員による利用となることを承諾し、家族カードの利用により生じる一切の責任を負うことを承諾するものとします。</u></p> <p><u>(4) 本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）をいづれも賠償するものとします。</u></p> <p><u>(5) 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</u></p> <p><u>(6) 家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。</u></p> <p><u>(7) 会員は、セゾンサークル会員とします。</u></p>
<p>第2条（カードの貸与）</p> <p>(1) <u>カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード</u>（カード表面（4桁）又はカード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下</p>	<p>第2条（カードの貸与）</p> <p>(1) 会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（<u>カードの券面に表示される場合には、カード表面（4桁）又はカード裏面（3桁）に印字される数値をい</u></p>

<p>総称して「カード情報」という)が表示されています。カードの所有権は当社にあり、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所定欄に署名していただきます。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>う。)等(以下総称して「カード情報」という。)は、カードの券面に表示され又は当社所定の方法で会員に対し別途通知されます。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います(ただし、<u>カードに署名欄がない場合を除きます。</u>)。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第5条(カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、<u>店舗への立替払いを委任し</u>、商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続いただくことを予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承認いただきます。ただし、取消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承</p>	<p>第5条(カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、<u>当社に立替払を委託するとともに</u>、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、<u>カードのご利用又は商品等の購入を取り消し</u>、<u>その精算を</u>される際には当社の定める方法でお手続いただくことを予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承認いただきます。ただし、<u>カードのご利用又は商品等の購入の取消し</u>については、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当</p>

<p>認するものとします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>該ご利用をもって承認するものとします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えて<u>非接触 IC カードを専用端末にかざすこと</u>もしくはカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際しては、<u>当社が認めた場合を除き</u>、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第7条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p> <p>(2) 会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限りです。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>① (略)</p>	<p>第7条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③事務上の都合により<u>前月又は</u>翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p> <p>(2) 会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限りです。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>① (略)</p>

<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>(3) 支払変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。</p> <p><u>①支払方法の変更(分割払い) - 1回払い分及びボーナス一括払い分を分割払いに変更できます(なお、「分割払い」とは、商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に分割払手数料を加算した金額について、会員が指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法をいいます。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。)</u>。この場合、カード利用時点で分割払いの利用があったものとみなします。なお、分割払いの支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「分割払いのお支払について」に記載のとおりです。</p>
<p>⑥ (略)</p> <p><u>⑦支払方法の変更(リボルビング払い) - 支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。</u>この場合、1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払分に相当する利用算定日以前にお申出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申出があった場合は、各回の</p>	<p>② (略)</p> <p><u>③支払方法の変更(リボルビング払い) - 1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。</u>この場合、1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払分に相当する利用算定日以前にお申出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみな</p>

支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日（ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となる場合があります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。）にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

⑧支払方法の自動変更サービス-当社の定める方法でお申出があり、当社が認められた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(3) (2) ①の弁済金 (⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。

(4) 本会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。

(5) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第19条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、

します。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日（ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となる場合があります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。）にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

④支払方法の自動変更サービス-申出以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(ハ) (2)④、⑤、(3) ①②による支払方法での利用の場合。

(4) (2) ①の弁済金 ((3) ②による変更後の弁済金を含む)、(2) ②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び (2) ③から⑤、(3) ①②によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。

(5) 本会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。

(6) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第19条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、当社が

<p>当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。</p>	<p>ら変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。</p>
<p>第8条（遅延損害金）</p> <p>(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額（第7条（弁済金等の支払方法等）(2) ①、⑥の手数料を除きます。）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 遅延損害金の料率の変更については第7条（弁済金等の支払方法等）(5)を適用いたします。</p>	<p>第8条（遅延損害金）</p> <p>(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額（第7条（弁済金等の支払方法等）(2) ①、<u>(3)</u> ②、③の手数料を除きます。）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 遅延損害金の料率の変更については第7条（弁済金等の支払方法等）<u>(6)</u>を適用いたします。</p>
<p>第12条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。本会員が申し込み当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。</p> <p>① <u>当社及び当社の提携する金融機関等組織の現金自動預払機</u>（以下「ATM」という）を利用する方法。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第12条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。本会員が申し込み当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。</p> <p>① <u>当社の提携する金融機関等組織の現金自動預払機</u>（以下「ATM」という）を利用する方法。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第13条（融資金の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第13条（融資金の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただきます。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月 4 日までを日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

(4) 返済金の支払方法については第 7 条（弁済金等の支払方法等）(1) ①、③を、返済金の請求通知等については第 7 条 (3) を、返済金の増額については第 7 条 (4) を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第 7 条 (5) をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。

(5) (3) 又は (4) の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1 日分の利息をお支払いいただきます。

- (6) (略)
- (7) (略)

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただきます。なお、ご利用方法によっては、返済方式の一部を選択できないことがあります。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。リボルビング方式の利息（初回利息を除く）は、融資金リボ残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。また、一括払い及び、リボルビング方式の初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月 4 日までを日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

(4) 返済金の支払方法については第 7 条（弁済金等の支払方法等）(1) ①、③を、返済金の請求通知等については第 7 条 (4) を、返済金の増額については第 7 条 (5) を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第 7 条 (6) をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。

(5) (3) 又は (4) の規定に関わらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1 日分の利息をお支払いいただきます。

- (6) (略)
- (7) (略)

第16条（カードの紛失、盗難等）

（1） （略）

（2）（1）の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。

①会員が第2条（カードの貸与）に違反したことによる場合。

②①以外に、会員が本規約に違反した場合。

③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

④会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。

⑤第4条（暗証番号）（2）にあたる場合。ただし、第4条（2）ただし書に該当する場合を除きます。

⑥カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑦（1）に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により（1）の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第16条（カードの紛失、盗難等）

（1） （略）

（2）（1）の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。

①会員が第2条（カードの貸与）に違反したことによる場合。

②①以外に、会員が本規約に違反した場合。

③会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。

④第4条（暗証番号）（2）にあたる場合。ただし、第4条（2）ただし書に該当する場合を除きます。

⑤カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑥（1）に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により（1）の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

<p>第18条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により (1) の変更手続をとれなかったと当社が認めた場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第18条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が本会員から届け出があった連絡先に請求書、通知書などを送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により (1) の変更手続をとれなかったと当社が認めた場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第20条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 会員が、第22条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第20条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 会員が、第22条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条(5)に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p>
<p>第21条（合意管轄裁判所）</p> <p>会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を<u>第一審の専属的な合意管轄裁判所</u>といたします。</p>	<p>第21条（合意管轄裁判所）</p> <p>会員と当社の間で<u>紛争</u>が生じた場合は、<u>訴訟額</u>の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所といたします。</p>
<p>第22条（その他承諾事項等）</p>	<p>第22条（その他承諾事項等）</p>

(1) 会員は、以下の事項を予め承認いただきます。

①第7条（弁済金等の支払方法等）(2)①、⑥の手数料、第13条（融資金の支払方法等）(3)の融資金の利息並びに第8条（遅延損害金）及び第14条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」という）を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。

①第7条(3)に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

② (略)

③ (略)

(新規に規定)

(新規に規定)

(1) 会員は、以下の事項を予め承認いただきます。

①第7条（弁済金等の支払方法等）(2)①、(3)②、③の手数料、第13条（融資金の支払方法等）(3)の融資金の利息並びに第8条（遅延損害金）及び第14条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」という。）を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。

①第7条(4)に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

② (略)

③ (略)

④本会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシングサービスの利用代金を除く）の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は本会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、本会員に当該費用を請求するものとします。

⑤本会員は、当社に対し、当社の定めるカードサービス手数料とその消費税等をお支払いいただくものとします。カードサービス手数料は、当社が会員登録をした月（以

<p>④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑥（１）②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p><u>下「会員登録月」という)の1日から1年後の会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。</u></p> <p><u>(イ)会員登録月の1日から締切日までの間に第5条(カードのご利用)又は第6条(保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払)に基づくカードによる商品購入等があったとき、又は第12条(キャッシングサービス)に基づくキャッシングサービスのご利用があったとき。</u></p> <p><u>(ロ)会員登録月の1日から締切日までに第7条(弁済金等の支払方法等)(1)又は第13条(融資金の支払方法等)(1)に基づくお支払いがあったとき。</u></p> <p><u>(ハ)当社所定の特則又は特約が適用されるとき</u></p> <p>⑥当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>⑦与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑧（１）②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を</p>
---	---

<p>(新規に規定)</p> <p>(5) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p><u>毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>⑤その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為が<u>その従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします</u>。なお、当社HP「お客様対応方針」にも記載しています。</p> <p><u>①暴力、威嚇、脅迫、強要等</u></p> <p><u>②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</u></p> <p><u>③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u></p> <p><u>④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p><u>⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と当社が認めた要求等</u></p> <p>(7) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><u>第23条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</u></p> <p><u>(1) 会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。</u></p> <p><u>(2) 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員</u></p>

	<p>は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</p> <p>(3) 当社は、マネー・ロンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</p>
<p>第23条（会員資格の喪失等）</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われなとき。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤第18条（お届け事項の変更等）（1）に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p> <p>⑦当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的</p>	<p>第24条（会員資格の喪失等）</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、<u>その他当社が不適当と認めた場合は</u>、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が<u>発行する他のカードを含む当社</u>に対する債務の返済が行われなとき。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤<u>当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第18条（お届け事項の変更等）（1）に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき</u></p> <p>⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、<u>もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき（ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。）</u>、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p> <p>⑦会員が、第22条（その他承諾事項）（4）の暴力団員等もしくは同条同項各号のい</p>

<p><u>な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。</u></p> <p>⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑨本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p>	<p><u>ずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条（4）もしくは第23条（マネー・ローンダリング等の禁止）（2）に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p> <p>⑧本会員が、第22条（その他承諾事項）（5）（6）に掲げる行為を一つでも行ったとき。</p> <p>⑨本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑩本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p>
<p>第24条（日本国外でのカードのご利用）</p> <p>日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。</p>	<p>第25条（融資金の支払方法等）</p> <p>日本国外でのカードのご利用については、以下の各号が適用されます。</p>
<p>第5章 ゴールドカードセゾンの特則</p> <p>第25条(適用)</p> <p>ゴールドカードセゾン(以下本章において「本カード」という)については、第24条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>	<p>ゴールドカードセゾンの特則</p> <p>第1条（適用）</p> <p>ゴールドカードセゾン（以下本章において「本カード」という）については、<u>セゾンカード規約</u>に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。なお、本特則で別段の定めがある場合を除いて、使用される用語の定義は、<u>セゾンカード規約に定めるところによるものとします。</u></p>
<p>第26条（カードの発行）</p> <p>第24条までの規約と本特則（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。</p>	<p>第2条（カードの発行）</p> <p><u>セゾンカード規約</u>と本特則（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が<u>セゾンカード規約</u>第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。</p>
<p>第27条（年会費）</p> <p>本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。</p>	<p>第3条（年会費）</p> <p>本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年</p>

<p>年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。</p>	<p>会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に<u>セゾンカード規約</u>第7条（弁済金の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。</p>
<p>第28条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>（1）第7条（弁済金等の支払方法等）（2）の会員にご利用の都度ご指定いただく支払方法に分割払いを追加します。また、次の事項を追加します。</p> <p>⑨分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。</p> <p style="text-align: center;">（例及び分割払表 略）</p> <p>（2）<u>第7条（3）の「分割支払金」</u>に（1）で算出した各回の支払金額を含めます。</p> <p style="text-align: center;">（新規に規定）</p> <p>（3）分割払いについては、第7条（2）⑧の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。</p>	<p>第4条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>（1）<u>セゾンカード規約</u>第7条（弁済金等の支払方法等）（2）の会員にご利用の都度ご指定いただく支払方法に分割払いを追加します。また、次の事項を追加します。</p> <p>⑥分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、<u>分割払手数料</u>は下表のとおりとなります。</p> <p style="text-align: center;">（例及び分割払表 略）</p> <p>（2）分割支払金に（1）<u>は</u>で算出した各回の支払金額が含まれます。</p> <p>（3）<u>セゾンカード規約</u>第7条（3）<u>①支払方法の変更（分割払い）</u>を利用した場合は、<u>（1）の表が適用されます。</u></p> <p>（4）分割払いについては、<u>セゾンカード規約</u>第7条（3）<u>④</u>の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。</p>
<p>第29条（遅延損害金）</p> <p>前条の分割支払金のお支払が遅れた場合及び第20条（期限の利益喪失）（1）又は（2）のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、第8条（遅延損害金）を適用し</p>	<p>第5条（遅延損害金）</p> <p>前条の分割支払金のお支払が遅れた場合及び<u>セゾンカード規約</u>第20条（期限の利益喪失）（1）又は（2）のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、<u>セゾンカード規約</u></p>

ます。	第8条（遅延損害金）を適用します。
第30条（早期完済の場合の特約）	第6条（早期完済の場合の特約）
第31条（融資金の支払方法等） 第13条（融資金の支払方法等）（2）①は次のとおりとします。	第7条（融資金の支払方法等） <u>セゾンカード規約</u> 第13条（融資金の支払方法等）（2）①は次のとおりとします。
第32条（会員資格の喪失等） 第23条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。 （1）㊸年会費のお支払がないとき。	第8条（会員資格の喪失等） <u>セゾンカード規約</u> 第24条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。 （1）㊸年会費のお支払がないとき。
第6章 セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則 第33条（適用） セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード（以下本章において「本カード」という）については、第24条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。	セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則 第1条（適用） セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード（以下本章において「本カード」という）については、 <u>セゾンカード規約</u> に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。 <u>なお、本特則で別段の定めがある場合を除いて、使用される用語の定義は、セゾンカード規約に定めるところによるものとします。</u>
第34条（カードの発行） 第24条までの規約と本特則（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。	第2条（カードの発行） <u>セゾンカード規約</u> と本特則（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が <u>セゾンカード規約</u> 第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。
第35条（年会費） 本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様と	第3条（年会費） 本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に <u>セゾンカード規約</u> 第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同

<p>します。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。</p>	<p>様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。</p>
<p>第36条 (キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第12条 (キャッシングサービス) の規定に以下の事項を追加します。 (4) (1)から (3) のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第37条 (会員資格の喪失等) 第23条 (会員資格の喪失等) に以下の事項を追加します。 (1) ㊸年会費のお支払がないとき。</p>	<p>第4条 (会員資格の喪失等) <u>セゾンカード規約第24条 (会員資格の喪失等)</u> に以下の事項を追加します。 (1) ㊸年会費のお支払がないとき。</p>
<p>第38条 (外国通貨建て取引の円換算方法) 第24条 (日本国外でのカード利用) ①は以下のとおりとします。</p>	<p>第5条 (外国通貨建て取引の円換算方法) <u>セゾンカード規約第25条 (日本国外でのカード利用) ①</u>は以下のとおりとします。</p>
<p>第39条 (セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード) 平成22年5月31日までに発行されたセゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード及び、当社が第三者と提携して発行する本カードは、第35条 (年会費) 及び第37条 (会員資格の喪失等) で追加した第23条(1)㊸の規定を除くその他の規定が適用されます。</p>	<p>第6条 (セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード) 平成22年5月31日までに発行されたセゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード及び、当社が第三者と提携して発行する本カードは、<u>本特則第3条 (年会費) 及び第4条 (会員資格の喪失等)</u> で追加した<u>セゾンカード規約第24条(1) ㊸</u>の規定を除くその他の規定が適用されます。</p>
<p>第40条 (セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)</p>	<p>第7条 (セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>■<u>分割払いのお支払について (第7条 (3) ①参照)</u> ※末尾記載</p>
<p>■スキップ払いのお支払いについて (第7条(2)㊸参照)</p>	<p>■スキップ払いのお支払いについて (第7条 (3) ②参照)</p>

<p>■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表</p> <p style="text-align: center;">※末尾記載</p>	<p>■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表</p> <p style="text-align: center;">※末尾記載</p>
<p>(問い合わせ先)</p> <p>セゾンアメリカン・エクスプレス・カードデスク</p>	<p>(問い合わせ先)</p> <p><u>セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードデスク</u></p>

【下線部は改定部分を示します。】

【新設】

■分割払いのお支払について（セゾンカード規約第7条（3）①参照）

（例）現金価格 50,000 円、10 回払いの時

- 分割払手数料 50,000 円 × (6.5 円 / 100 円) = 3,250 円
- 支払総額 50,000 円 + 3,250 円 = 53,250 円
- 各支払日の分割支払金 53,250 円 ÷ 10 回 = 5,325 円

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率 (%)	11.7	12.5	13.0	13.3	13.5	13.7	13.9	14.0	14.1
現金価格 100 円当たりの手数料の額 (円)	2.0	2.6	3.3	3.9	4.6	5.2	5.9	6.5	7.2
支払回数 (回)	12	13	14	15	16	17	18	19	20

支払期間 (ヶ月)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実質年率 (%)	14.1	14.2	14.2	14.3	14.3	14.3	14.3	14.4	14.4
現金価格 100 円当たりの手数料の額(円)	7.8	8.5	9.1	9.8	10.4	11.1	11.7	12.4	13.0
支払回数 (回)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
支払期間 (ヶ月)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
実質年率 (%)	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.3
現金価格 100 円当たりの手数料の額(円)	13.7	14.3	15.0	15.6	16.3	16.9	17.6	18.2	18.9
支払回数 (回)	30	31	32	33	34	35	36		
支払期間 (ヶ月)	30	31	32	33	34	35	36		
実質年率 (%)	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3		
現金価格 100 円当たりの手数料の額(円)	19.5	20.2	20.8	21.5	22.1	22.8	23.4		

【商品追加に伴う対応】

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表

融資金リボ残高	セゾンカード (セゾンカード規約第13条(2)①参照)			ゴールドカードセゾン、セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、 <u>セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード</u> (ゴールドカードセゾンの特則第7条、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第7条参照)			
	標準コース	ゆとりコース	長期コース	3万円コース	5万円コース	10万円コース	ゆとりコース
1～100,000円まで	10,000円	4,000円	4,000円	融資金リボ残高 600,000円までは 30,000円	融資金リボ残高 1,000,000円までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円までは 100,000円	4,000円
100,001円～ 150,000円まで		8,000円	6,000円				8,000円
150,001円～ 200,000円まで			8,000円				
200,001円～ 250,000円まで	15,000円	12,000円	10,000円				12,000円
250,001円～ 300,000円まで			12,000円				
300,001円～ 350,000円まで	20,000円	11,000円	14,000円				11,000円
350,001円～ 400,000円まで			16,000円				
400,001円～ 450,000円まで	25,000円	14,000円	18,000円				
450,001円～			20,000円	14,000円			

500,000円まで							
500,001円～ 550,000円まで	30,000円	17,000円	22,000円				17,000円
550,001円～ 600,000円まで			24,000円				
	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ加 算	以降100,000円 増すごとに 3,000円ずつ加 算	以降50,000円 増すごとに 2,000円ずつ加 算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ加 算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ加 算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ加 算	以降100,000円 増すごとに3,000 円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前日までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

以上